

「平成27年度茨城県食品衛生監視指導計画(案)」に 関する意見募集結果について

平成27年3月24日
茨城県保健福祉部生活衛生課
食の安全対策室

県では、「平成27年度茨城県食品衛生監視指導計画(案)」に関して、平成27年2月19日(木)から平成27年3月20日(金)まで、広く県民の皆様からご意見を募集いたしました。

この度、寄せられた意見の概要及びそれらに対する県の考え方を下記のとおり取りまとめましたので公表いたします。

なお、寄せられましたご意見につきましては、取りまとめの都合上、趣旨を要約のうえ、類似の内容を集約させていただいております。また、掲載は本計画の内容と直接関係する部分に限らせていただきましたが、その他の意見についても、今後の施策の参考として承りましたので、ご了承ください。

今回、ご意見をお寄せいただきました皆様方に厚くお礼申し上げますとともに、今後とも県の食品衛生行政の推進にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 実施状況

(1) 募集内容

「平成27年度茨城県食品衛生監視指導計画(案)」に関するご意見

(2) 募集期間

平成27年2月19日(木)から平成27年3月20日(金)まで

(3) 公表資料

- ①「平成27年度茨城県食品衛生監視指導計画(案)」
- ②「平成27年度茨城県食品衛生監視指導計画(案)の概要」
- ③参考資料(用語集)

(4) 公表方法

県ホームページ「いばらき食の安全情報 Web Site」
(URL: <http://www.shoku.pref.ibaraki.jp>)

(5) 提出方法

電子メール, ファクシミリ, 郵送

(6) 結果の公表

県ホームページ「いばらき食の安全情報 Web Site」にて公表

(7) ご意見の提出状況

- ①意見提出数 2件(団体2件)
- ②意見等の数 16件

2. ご意見の概要とそれらに対する県の考え方

区分	ご意見の概要	県の考え方
1 趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	
2 監視指導計画の基本的事項	<p>イ 市町村との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内で「中核市」誕生が議論・検討され始めましたが、各市町村においても食品衛生対策に係る関係者の連携が必要と思われまます。さらなる連携効果を期待しております。 <p>ウ 農林水産部との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業の六次化により生産・加工・販売を手掛ける農業関係者が増加しております。食品衛生法にかかる分野について積極的に連携し、茨城県農業の発展にも寄与してください。 <p>カ 教育庁との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員等の研修を通じて児童生徒への食品衛生普及や情報提供が丁寧に行われていますが、アレルギー対策・ノロウイルス対策など、行政だけでなく多くの関係者相互がもっと連携を図る必要があります。連携が図れるような環境づくりをしていきましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、市町村・農林水産部・教育庁等の関係機関との連携を図り、相互理解を深め、食の安全性の確保に努めてまいります。
3 立入検査	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年立ち入り検査は自ら策定した目標をほぼ達成しておりますが、給食施設が目標に大きく届きません。計画策定、 	<ul style="list-style-type: none"> ・給食施設の立入検査につきましては、立入検査を実施していない施設に対しては講習会への参加を働きか

	<p>実施方法または評価法を見直す時期ではないでしょうか。</p>	<p>ける等の対応を講じているところです。引き続き、効率的な立入検査・指導のあり方を検討し、給食施設における食中毒発生予防に努めてまいります。</p>
<p>4 食品等の試験検査</p>	<p>・食品中の放射性物質検査について、計画を策定し実施されることにつきまして継続されることを期待します。また、多くの県内の企業・民間団体が自主的に検査を実施していることと認識しております。そうした情報を県として集約し、公表していただくことを希望します。</p> <p>(3) 収去以外の検査 オ 苦情食品に対する試験検査等</p> <p>・農薬混入事件や異物混入事例等の発生以降保健所への消費者からの相談件数が増加しています。今回条例の改正もありますので、関係者が過剰反応する恐れもあります。県内保健所で毒劇物迅速検査キットの配備や専門機関での異味・異臭等を迅速に検査する体制を整備されています</p>	<p>・引き続き、国の検査計画等の考え方にに基づき、本県の検査計画を四半期ごとに策定し、関係部局と連携して、計画的に放射性物質検査を実施してまいります。</p> <p>・多くの県内の企業・民間団体が消費者の安全性確保のために独自に実施している自主的な検査につきましては、その検査方法も様々であり、県として集約し公表していくことは困難であることから、自社ホームページや貴営業施設等において公表願います。</p> <p>・条例改正の内容につきましては、施行日までの間に、事業者に対する周知を徹底してまいります。</p> <p>・平成26年4月より、県内2ヶ所にあった保健所の検査課を廃止し、衛生研究所へ検査機能を集約し、苦情食品に対する試験検査等を実施しております。</p>

	<p>が、増加する報告・相談に即対応できることは困難と思われます。事業者に対応できる検査機関の紹介などをして自主的な対応を促しております。過去に対応した事例などを積極的に公表して、原因究明・発生防止等の対策の支援をお願いします。</p>	<p>・対応事例の公表につきましては、原因究明方法や発生防止対策等、事業者の参考となるような情報については、必要に応じ情報発信を検討してまいります。</p>
<p>5 重点監視指導項目</p>	<p>(2) 製造段階、加工段階及び調理施設における重点監視指導項目</p> <p>イ・ウ</p> <p>・大規模調理施設以外でも社会福祉施設、医療施設教育関係施設内での食中毒、特にノロウイルス食中毒予防に重点を置かれておられるので監視指導と併せて効率的・効果的講習会の開催対応などを引き続きお願いいたします。特に、改正される条例（使い捨て手袋の正しい着用等、汚染領域の作業着の交換など）の講習・説明などをお願いします。</p> <p>キ (ア) アレルゲン</p> <p>・アレルゲンを含む食品に関する対応は教育現場を始め食品事業者は対応に苦慮しています。製造・加工所以外の飲食店等食品取扱関係者にも広くアレルゲンに関する知識の啓発や最新情報の発信に取り組む団体等を支援願います。特に、対応を誤ると重大な結</p>	<p>・大規模調理施設のほか、病人、高齢者、児童等が主に利用する施設における給食等についても、監視指導や講習会等を実施することにより、食中毒発生予防に努めてまいります。また、条例改正の内容につきましては、施行日までの間に、周知を徹底してまいります。</p> <p>・アレルゲンに関する情報も含め、食品表示法の研修会を開催し、積極的に周知してまいります。また、平成27年度も関係者からの求めに応じて、「食品表示出前研修」に職員を派遣してまいります。</p>

	<p>果につながりますので、外食等事業者への研修が課題となっています。</p>	
<p>6 食品表示の適正化の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本年4月以降に施行される「食品表示法」に基づき実施される一括表示は、食品購入の際の判断基準の改善として期待されるものです。この期待に応えるために違反を防ぐための監視・指導を強化するとともに、とりわけ中小の事業者がスムーズに新しいルールに基づいた表示に移行出来るよう、適切な支援をお願いします。 ・食品適正表示の指導に対してはワンストップで多くの法にまたがる事例でも迅速に対応いただき、食品営業関係者は大変心強く、新たな出前講座も効果的と評価させていただきます。また、食品表示法や食品表示基準等については、国の説明会后ただちに開催いただき、関係者の大きな不安が一部解消いたしました。引き続き団体等への最新情報の提供や各保健所単位・業種別対応もご検討をお願いします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品営業施設への監視指導や収去検査等を通じ、食品表示法に基づく適正な表示を確認し、必要に応じ、食品等事業者に対し指導を実施してまいります。 ・食品等事業者が円滑に新しい基準の表示に移行できるよう、食品表示法や一括表示等の表示基準の周知及び研修会等を実施してまいります。 ・食品表示法や食品表示基準等に関する研修会の開催の時期・場所・対象者等につきましては、関係者が参加しやすいよう検討してまいります。

7 計画の実施状況の公表及びリスクコミュニケーションの推進	(4)(5)(6) 県民・食品事業者等の相談対応等 ・相談窓口の充実強化や引き続き団体等への最新情報の提供等をお願いいたします。	・相談業務については、適正かつ迅速な対応に努めてまいります。また、食品衛生に関する最新情報を収集し、発信に努めてまいります。
8 一斉取締り	・特になし	
9 違反を発見した場合の対応	・特になし	
10 食中毒等健康被害発生時の対応	・異味・異臭等のご相談報告が増加しているなか、迅速に検査する体制が整備されますので、原因究明と再発防止策にご尽力いただき、事例の公表をお願いします。	・事例の公表につきましては、原因究明方法や発生防止対策等、事業者の参考となるような情報について、必要に応じ情報発信をしてまいります。
11 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の指導	(6)HACCP ・「HACCP 導入型」管理運営基準の導入に際して、中小事業者が円滑に導入できるようシステム導入の方法等を広く普及啓発してまいります。保健所に相談窓口等を設置検討いただき、ご指導・ご支援を強化願います。	・「HACCP 導入型」管理運営基準の導入等の相談については、保健所に配置している食品衛生監視員が対応し、必要に応じ助言・指導を行ってまいります。また、適切な指導等を行えるよう、食品衛生監視員の資質向上に努めてまいります。
12 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上	・特になし	
別紙 3 重点監視指導項目	・卵選別包装施設の衛生管理要領の遵守と併せて消費者に食鶏卵購入後の取扱い啓発を推進願います。	・「いばらき食の安全情報 Web Site」や消費者からの「県政出前講座」等を活用し、家庭でできる食中毒予

		防対策等の啓発に努めてまいります。
参考資料	<ul style="list-style-type: none"> ・粘液胞子虫の検査結果は「23年度」のみですか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・粘液胞子虫の検査はヒラメで行いますが、放射性物質検査の影響により、本県のヒラメは出荷制限となり、平成23年度以降検査が実施できませんでした。平成26年度に本県のヒラメの出荷制限が全て解除になりましたので、平成27年度からは茨城県のヒラメ等の粘液胞子虫の検査を再開し、安全性の確認を行ってまいります。
その他ご意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年の意見募集の際には、前年度からの変更点が分かりやすく説明されており、意見提出がしやすくなるような工夫がされていると思います。しかし、昨年度は2団体のみの意見提出とありました。より多くの個人・団体の意見提出を背景に監視指導計画が策定されることは、計画がより実効性のあるものとするためにも有効と考えます。是非、より多くの意見提出となるよう、募集期間をより長くすることやより多くの関連団体に直接、呼び掛けを実施するなどの工夫をお願いします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・より多くのご意見をいただけるよう、意見募集期間等検討してまいります。